

## 財団法人茨城県企業公社

[法人の概要]

平成23年7月1日現在

代表者名	理事長 渡邊 一夫 (非常勤)	県所管部課	企業局総務課	
所在地	水戸市笠原町978-25	電話番号	029-301-1133	
ホームページURL	<a href="http://www.mizudasu.or.jp">http://www.mizudasu.or.jp</a>	E-mailアドレス	<a href="mailto:kigyokousya@mizudasu.or.jp">kigyokousya@mizudasu.or.jp</a>	
資本金(基本財産)	40,000	千円	設立年月日	平成2年6月29日
主な出資者	出資順位	出資者名	出資額(千円)	出資比率
	1	茨城県企業局	30,000	75.0%
	2	自己資金	10,000	25.0%
	3			
	4			
	5			
その他				
設立目的	浄水場の運転管理業務や水道の普及促進を通して、県行政及び公営企業の円滑な推進を支援し、県民の多様かつ高度なニーズに対応して県民福祉の向上に寄与することを目的とする。			

[事業の概要]

(単位:千円)

事業名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	内 容	
事業1	運転管理等(受託)事業	1,079,038	1,102,745	1,110,123	県企業局浄水場の運転管理業務、つくばヘリポートの管理及び格納庫の管理を行った。
	全体事業に占める割合	97.0%	97.8%	98.3%	
事業2	公益事業	2,051	4,997	4,785	県生活衛生課や企業局と連携して水道の普及活動等を実施した。
	全体事業に占める割合	0.2%	0.4%	0.4%	
事業3	収益事業	9,642	0	0	H21年度から休止
	全体事業に占める割合	0.9%	0.0%	0.0%	
その他事業	事業1~3以外	21,870	19,952	14,498	
	全体事業に占める割合	2.0%	1.8%	1.3%	
全体事業		1,112,601	1,127,694	1,129,406	指定管理者
	全体割合	100.0%	100.0%	100.0%	

&lt; 財団法人茨城県企業公社 から県民のみなさまへ &gt;

当社は、県企業局の公営企業業務の円滑な遂行支援を目的として、平成2年に設立されて以来、局と一体となってその浄水場の運転管理業務などを適切に実施し20年を超える実績を積み重ねる中で、信頼を頂いております。

ライフラインである水道事業では、これまで培った経験・ノウハウを活かしながら運転管理等を着実にを行い、安全で安心な水道水提供による公衆衛生の確保、及び工業用水の安定供給に貢献したほか、水道の普及促進やヘリポートの管理などを適切に進めてまいりました。

また、東日本大震災において、浄水場等の基幹施設に甚大な被害が出た際には、当社は早期復旧へ向けて全面的に支援協力を致しました。

新公益法人制度の対応としましては、この度、県公益認定等審議会から、公益認定の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申が出され、平成24年4月1日「公益財団法人」への移行に向けて準備・手続き中です。

今後は非常時の対応力を一層高める外、引き続き経費の節減を図るなどスリムで効率的な業務の運営に心掛けてまいりますので、皆さまの御理解と御支援をお願い申し上げます。

平成24年2月 理事長 渡邊 一夫

[経営状況] 財団法人茨城県企業公社 (単位:千円)

区 分		平成20年度	平成21年度	平成22年度	増減数	増減理由
正味財産増減計算書	一般正味財産増加額	1,140,920	1,129,581	1,134,814	5,233	管路巡視業務の受託範囲拡大による増
	経常収益	1,140,920	1,129,581	1,134,814	5,233	管路巡視業務の受託範囲拡大による増
	基本財産運用益	345	424	140	△ 284	
	事業収益	2,025	0	0	0	
	受取補助金等	1,136,888	1,127,166	1,133,927	6,761	管路巡視業務の受託範囲拡大による増
	その他収益	1,662	1,991	747	△ 1,244	
	経常外収益	0	0	0	0	
	一般正味財産減少額	1,138,338	1,127,375	1,132,768	5,393	管路巡視業務の受託範囲拡大による増
	経常費用	1,138,236	1,127,295	1,132,768	5,473	管路巡視業務の受託範囲拡大による増
	事業費	996,767	1,001,945	1,017,721	15,776	管路巡視業務の受託範囲拡大による増
	管理費	141,469	125,350	115,047	△ 10,303	経費削減による減
	うち役員人件費	11,984	6,752	6,179	△ 573	
	うち職員人件費	1,016,248	1,011,172	1,016,079	4,907	
	経常外費用	102	80	0	△ 80	
一般正味財産増減額	2,582	2,206	2,046	△ 160		
指定正味財産増加額	113	192	115	△ 77		
指定正味財産減少額	113	192	115	△ 77		
指定正味財産増減額	0	0	0	0		
正味財産期末残高	117,610	119,816	121,862	2,046		
貸借対照表	資産合計	383,817	326,896	342,389	15,493	
	流動資産	90,659	92,337	104,969	12,632	社会保険料納付日の関係による預金(未払金)の増
	固定資産	293,158	234,559	237,420	2,861	管路巡視業務のため自動車を購入したことによる増
	負債合計	266,207	207,080	220,527	13,447	社会保険料納付日の関係による未払金・預り金の増
	流動負債	70,884	72,048	84,838	12,790	社会保険料納付日の関係による未払金・預り金の増
	うち短期借入金	0	0	0	0	
	固定負債	195,323	135,032	135,689	657	
	うち長期借入金	0	0	0	0	
	正味財産合計	117,610	119,816	121,862	2,046	
	基本財産充当額	40,000	40,000	40,000	0	
県財政関与状況	補助金	0	0	0	0	
	委託料	1,136,888	1,127,166	1,133,927	6,761	管路巡視業務の受託範囲拡大による増
	貸付金	0	0	0	0	
	その他(分担金・負担金・出捐金等)	0	0	0	0	
	合計	1,136,888	1,127,166	1,133,927	6,761	管路巡視業務の受託範囲拡大による増
	財政的関与の割合(%)	99.65%	99.77%	99.89%	0.1	
	損失補償・債務保証契約に係る債務残高(期末)	0	0	0	0	
借入金残高(期末)	0	0	0	0		
合計	0	0	0	0		

主要経営指標	算式	平成20年度	平成21年度	平成22年度	増減P	備考
収益事業比率	収益事業費/当期支出合計	0.8%	0.0%	0.0%	0.0	
管理費比率	管理費/当期支出合計	9.2%	10.2%	8.8%	△ 1.4	
人件費比率	人件費/事業活動支出	92.4%	90.3%	90.5%	0.2	
自己収入比率	自己収入/事業活動収入	0.3%	0.2%	0.1%	△ 0.1	
流動比率	流動資産/流動負債	127.9%	128.2%	123.7%	△ 4.4	
借入金比率	借入金残高/負債・正味財産合計	0.0%	0.0%	0.0%	0.0	

[組織]

7月1日現在の人数		平成21年			平成22年			平成23年			増減数	増減理由
		県派遣	県OB		県派遣	県OB		県派遣	県OB			
役員	常勤理事・監事	1	0	1	1	0	1	1	0	1	0	
	非常勤理事・監事	8	3	0	8	3	1	8	3	1	0	
	計	9	3	1	9	3	2	9	3	2	0	
職員	管理職	4	2	2	4	0	4	5	0	5	1	
	一般職	55	0	3	56	0	4	55	0	3	△ 1	
	嘱託・臨時職員等	148			159			173			14	管路巡視業務の受託範囲の拡大による人員増
	計	207	2	5	219	0	8	233	0	8	14	
当期常勤職員の年齢構成		~20代	30代	40代	50代~	合計	平均年齢		プロパー職員平均勤続年数			
		0	46	5	9	60	39.6	歳	16.2 年			
										プロパー職員平均給与(年額)		
										5,044.5 千円		
										常勤役員平均報酬(年額)		
										1名のため個人情報となる報酬は非公開		

[評点集計]

評価の視点	評価項目数	評点	満点	得点率
目的適合性	11	20	20	100.0%
計画性	8	20	20	100.0%
組織運営健全性	9	18	20	90.0%
効率性	11	13	20	65.0%
財務健全性	10	20	20	100.0%
合計	49	91	100	91.0%

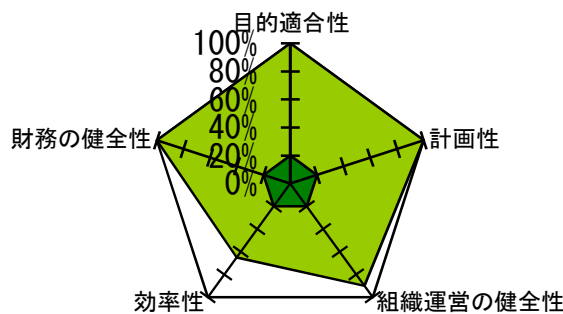
公益法人会計用

財団法人茨城県企業公社

警戒指標

--

経営評価  
レーダーチャート



《評価の視点》

目的適合性	法人が行っている事業と当初の設立目的が適合しているか
計画性	経営目的、経営方針が各種計画に反映され、計画・実行・見直しが行われているか
組織運営健全性	組織、人事、財務等の内部管理体制が適切に整備・運用され、かつ情報公開による透明性の確保が適切か
効率性	組織の管理運営上における人的・物的な経営資源が有効活用されているか
財務健全性	法人の財務体質が健全であるか、また、各事業の採算性がとれているか

[法人の自己評価（経営概況、経営上の課題・対策等）]

目的適合性	計画性	組織運営健全性	効率性	財務健全性
<p>設立目的である、企業局の所管する浄水場の運転管理に関わる作業を安定的に実施すると共に、水道の普及促進や水質浄化啓発活動等に積極的に取り組んでいる。</p>	<p>企業局の中期経営計画との整合性を保ちながら、経営体質の強化を図り、なお一層の効率化を目指す。</p>	<p>庶務経理事務は、事務局一括集中で適正かつ効率的な処理をしている。また、高年齢及び障害者の人材を雇用・活用し、社会的要請に応えながらも、人件費の抑制に努めている。</p>	<p>目下、必要最小限の人員体制で効率的に業務を遂行している。</p>	<p>事業の大部分が実費弁償方式であり、また借入金もなく健全経営である。</p>
<p>今後の事業展開の方向</p>	<p>企業局では、現在、長期計画に基づき、老朽化施設の大規模改修、改築を進めているが、この期間、運転管理については、新旧施設の切り替えなどで高度な技術力が要求されている。このため、今後とも企業局と密接な連携を図るとともに、なお一層の運転技術の向上に努め、万全の体制を整えることとする。 また、通常受託業務はもちろん、不測の事態における復旧支援も重要な業務としている。</p>			

[法人担当課の意見]

目的適合性	計画性	組織運営健全性	効率性	財務健全性
県企業局の浄水場の運転管理やヘリポートの管理等を安定的に実施しているほか、水道の普及促進事業も着実に進んでおり、県行政及び公営企業の円滑な運営を支援するという設立目的に沿った事業が行われている。	年次計画等により、計画的に事業が実施されている。	職員234名に対して常勤役員は1名、また職員の中でも管理職は5名であり、極めて健全である。	嘱託職員の活用による人件費の抑制や経費の削減など、経営効率化に努めている。	事業の大部分は実費弁償方式で実施しているため大きな利益は生じないものの、借入金無く、健全な経営がなされている。
<p>法人担当課の意見</p> <p>企業公社は、企業局の各浄水場の運転管理等を円滑にサポートすることにより、企業局と一体となって水道水の安定供給に務めるとともに、企業局職員の人員増の抑制等により供給コストの引き下げに貢献し、県民福祉の向上に寄与してきた。企業公社においては、職員による各種資格の取得など技術力の向上をはじめとした組織体制の強化に積極的に取り組んでいるが、所管課としても本県浄水場の安定的な運転管理に公社は不可欠であることから、適切に指導しているところである。</p>				

[経営目標]

区分	指標名	単位	H20実績	H21実績	H22 目標値	H22実績	達成度(%)	H23目標値	
経営目標	事業成果	1 受託事業の計画と実績	%	100	100	100	100	100.0%	100
		2 公益事業の推進 各種イベント数	回	12	11	7	7	100.0%	5
	健全性	1 流動比率 流動資産÷流動負債×100	%	127.9	128.16	130	123.72	95.2%	125
		2 自己資本比率 正味財産÷資産×100	%	30.6	36.65	37	35.59	96.2%	37
	効率性	1 職員一人当たりの正味財産増減額 正味財産増減額÷職員数	千円	13	11	13	9	72.8%	10
		2							
平均目標達成度							92.8%		

[総合評価]

取組みを強化すべき視点	目的適合性	計画性	組織運営健全性	効率性	財務健全性
総合的所見等	概ね良好	改善の余地あり	改善措置が必要	緊急の改善措置が必要	
	<p>実費弁償方式により浄水場の運転管理等の事業を県企業局から随意契約により受託して実施しているが、県の負担抑制の観点から、プロパー職員に支給する給与について県の指導要領の上限である県職員準拠を継続することの妥当性を検証するなどにより、嘱託職員を含む人件費の削減及び諸経費全般の更なる削減が必要である。</p> <p>将来を見据えた場合、浄水場の運転管理業務について競争原理の早期導入による環境整備と経費節減は必須であることから、県企業局は、随意契約ありきではなく、民間活力の導入を前提として民間企業の育成を図り、公社と公平・公正な立場で入札できるよう民間開放を積極的に推進すべきである。</p> <p>新公益法人等への移行申請手続を計画的に進められたい。</p>				
総合的所見等に係る対応	<p>水道は県民生活や産業活動に欠くことのできない重要なライフラインであり、安全で安心な水を安定して供給することが求められている。企業公社は、浄水場毎に異なる水源水質や設備の特性に関する技術的蓄積を有しており、現在民間企業でこの業務を行うことのできる場所はない。東日本大震災においては、当局と企業公社とが一体となって対応したため、早期復旧が可能となったところである。なお、大規模修繕など民間企業に任せられるものは任せている。</p> <p>また、企業公社に対しては、当局から経費の削減を指導しているほか、企業公社においても職員の大半を嘱託職員としており、職員の給与についても、その運用により人件費が抑制されているなど、費用の削減に努めている。</p> <p>新公益法人への移行については、県公益認定等審議会から移行は適当であるとの答申を受けており、今後は公益財団法人として、より一層強力に当局の業務を補完させ、安全で安心な水の安定供給に努めていくこととする。</p>				